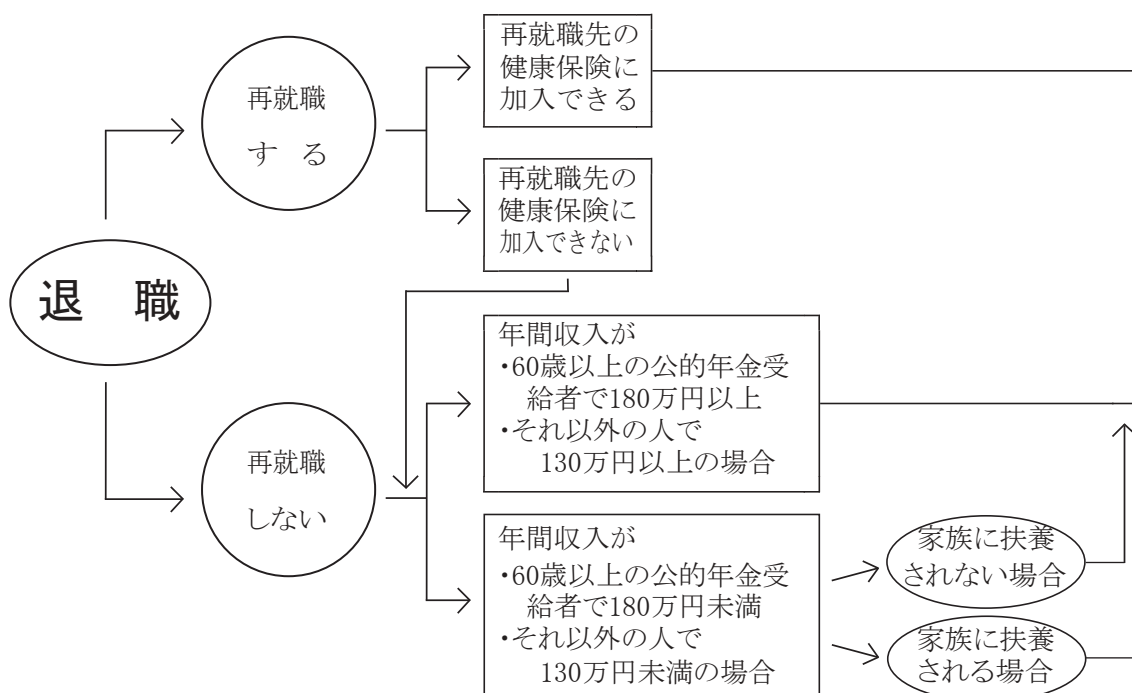


IV 退職後の医療

1 退職後の医療保険制度

公立学校共済組合の組合員が退職すると、翌日から組合員の資格を喪失します。在職中の組合員証を使って医療給付を受けることができませんので、現在の組合員証及び被扶養者証は退職時の所属所に返納してください。（任意継続組合員の資格喪失後の組合員証は、福利課へ返納してください。）

退職後は、下表に示すいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません、一人ひとり条件が異なりますので、よく考えて加入してください。



ワンポイントアドバイス

※ 収入には、公的年金の他、個人年金等も含まれます。

退職後の医療保険制度を選択する際に、保険料(掛金)や医療費の自己負担額の違い等により、どれが有利なのか皆さん悩まれています。

家族の状況や健康状態などを含め、昨年までの相談会におけるA～Eさんの例を載せましたので参考にしてください。

Aさん： 私は夫が既に国保に加入しているので、夫の国保税と私の任意継続掛金を合わせると国保税の最高限度額(99万円)以上になるから、夫と共に国保に加入するわ。

Bさん： 私も夫婦ともに教職員で同時に退職するけど、妻が4月からは無職無収入になるので、私が任意継続組合員に加入し、妻を私の被扶養者にするよ。

再任用職員になられる方

○常時勤務の場合

任用の際に、組合員期間が引き続く場合は公立学校共済組合の組合員として資格がありますので手続きは不要ですが、引き続かない場合は資格喪失・取得の手続きが必要です。

○短時間勤務の場合

組合員としての資格はありませんので、下表の中から選ぶことになります。

※ 再任用される場合は、フルタイム任用でなくても厚生年金・健康保険に加入する場合があります。その場合は任意継続組合員になることはできませんのでご注意ください。

臨時的任用職員(常勤講師等)になられる方

地方自治法等の改正により、令和2年4月1日から、フルタイムで勤務する常勤講師等の臨時的任用職員については、任用の日から公立学校共済組合の組合員資格を取得することになりました。

	区 分	加 入 要 件 等	医療費の自己負担割合等
→	再就職先の健康保険に加入	・強制加入となる	本人・家族 入院・外来とも すべて3割
→	選 公立学校共済組合 の任意継続組合員 (任 継)	・1年と1日以上組合員 であった方 ・退職後20日以内の申 し出 ・加入期間 2年間	
→	択 国民健康保険 (国 保)	・健康保険、共済組合 等に参加していない 方	
→	家族の加入する健康保険 等の被扶養者となる	・生計維持関係等、主 として家族の収入に より生計を維持	

Cさん： 私も勸奨退職し、4月からは無職無収入になるけど、夫がまだ現職なので、夫の被扶養者になるわ。

Dさん： 私は任意継続組合員になるけど、2年目は国保に加入しようかな。任意継続掛金は2年目もほぼ同額だけど、国保税は前年の所得に応じて課税されて負担額が少なくてすみそうだから、来年の確定申告後に市町村に確認して検討するわ。

Eさん： 私は健康に自信がないから、保険料の負担額よりも、給付の面を考えて任意継続組合員に加入する方を選択するよ。

医療保険制度の概要及び手続等

	加入先 種類等	加入資格等	掛金・保険料（税）（注1）	加入手続・添付書類等	医療費の自己 負担額の上限	備 考
①	再就職先の健康保険 （全国健康保険協会等）	再就職先に確認 のこと	事業主が半額負担 市町村で決定 ・令和2年度の最高限度額は20,000円 ＜福島市の場合＞ （医療分） （ $A \times 7.60\%$ ）+（17,900円×被保険者数） +18,900円 （後期高齢者支援分） （ $A \times 2.90\%$ ）+（6,000円×被保険者数） +6,600円 ※ A：課税対象所得金額 被保険者ごとの前年中（1月～ 12月まで）の総所得からそれ ぞれ基礎控除33万円を引いた金 額の合計金額	就職先にて手続		③の組合員に はなれません
②	国民健康保険 一般被保険者	①③④以外の方		居住する市町村窓口 ○退職時の所属所発行 の資格喪失証明書 ○印鑑 ※任意継続組合員の資 格喪失後の資格喪 失証明書は福利課 が交付します	80,100円 （注2） 医療費総額が 267,000円を 超えた場合合 は、その超え た部分の1% を加算	既に家族で加 入している方 がいる場合は 国保の保険証
③	公立学校共済組合 任意継続組合員制度 （2年の加入期間）		くわしくは本文の8ページをご覧ください。		25,000円	
④	家族の健康保険の被扶養者と なる	所得制限額あり （家族の勤務先に 確認のこと）	な し	被保険者が勤務先にお いて行う	①②に同じ	

（注1） 40歳から64歳までの人は、医療に係るこの掛金の他に介護保険料を納入する必要があります。（89ページをご覧ください。）

（注2） 上位所得者の場合は異なります。（健康保険等については標準月額53万円以上の方。市町村国保については、これと同程度以上の所得がある方。）

医療費の自己負担額の例

※1 か月ごと、1 病院ごと（入院と外来は別）

任意継続組合員(任 継)	国民健康保険(国 保)
<p>・総医療費70万円の場合 窓口負担3割 210,000円</p> <p>高額療養費 $210,000 - \{80,100 + (700,000 - 267,000) \times 1\% \}$ $= 210,000 - 84,430 = \underline{125,570 \text{ 円}}$</p> <p>一部負担金払戻金 $84,430 - 25,000 = 59,430 \text{ 円}$ <small>100円未満切り捨て</small></p> <p>最終的な自己負担額は $210,000 - 125,570 - 59,400 = \underline{25,030 \text{ 円}}$</p>	<p>・総医療費70万円の場合 窓口負担3割 210,000円</p> <p>高額療養費 $210,000 - \{80,100 + (700,000 - 267,000) \times 1\% \}$ $= 210,000 - 84,430 = \underline{125,570 \text{ 円}}$</p> <p>最終的な自己負担額は $210,000 - 125,570 = \underline{84,430 \text{ 円}}$ (課税所得額210万円超60万円以下世帯の場合) (注1)</p>
<p>・総医療費20万円の場合 窓口負担3割 60,000円</p> <p>一部負担金払戻金 $60,000 - 25,000 = \underline{35,000 \text{ 円}}$</p> <p>最終的な自己負担額は $60,000 - 35,000 = \underline{25,000 \text{ 円}}$</p>	<p>・総医療費20万円の場合 窓口負担3割 60,000円</p> <p>自己負担額は <u>60,000 円</u></p>
<p>・総医療費3万円の場合 窓口負担3割 9,000円</p> <p>自己負担額は <u>9,000 円</u></p>	<p>・総医療費3万円の場合 窓口負担3割 9,000円</p> <p>自己負担額は <u>9,000 円</u></p>

(注1) (課税所得額600万円超901万円以下世帯の場合)
 高額療養費 $210,000 - \{167,400 + (700,000 - 558,000) \times 1\% \}$
 $= 210,000 - 168,820 = \underline{41,180 \text{ 円}}$
 最終的な自己負担額は $210,000 - 41,180 = \underline{168,820 \text{ 円}}$

2 任意継続組合員制度

(1) 加入手続等

- ア 加入資格 …… 退職時まで引き続き1年と1日以上公立学校共済組合員であった方
- イ 加入期間 …… 2年間
- ウ 加入手続 …… 法律では退職の日から起算して20日以内に任意継続組合員申出書を公立学校共済組合福島支部（福利課）に提出し掛金を納入すればよいことになっていますが、4月1日から「任意継続組合員証」を使用するためには、令和3年2月15日（月）までに（期限厳守）、公立学校共済組合福島支部（福利課）へ申出書を提出してください。
「任意継続組合員証」（被扶養者証を含む）は、令和3年3月31日（水）に各自のご自宅に発送します。なお、掛金は4月1日（木）以降同封の振込依頼書（短期掛金2枚、介護掛金2枚）により期限までに必ず前納してください。
期限内に払い込まない場合は、事情を問わず資格が喪失しますので注意してください。
- ※ 「任意継続組合員申出書」を提出後、退職するまでに再就職が決定した等により加入を取り消したい場合は、「任意継続組合員取消申立書」（89ページ）を提出してください。
- エ 掛 金 …… 掛金の月額、次に掲げる額のいずれか少ない額に掛金率99.18/1,000（うち介護掛金分14.98/1,000を含む。）を乗じた額です。（令和2年度）
なお、介護掛金は介護保険法第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）が該当になります。
- ① 退職時の標準報酬の月額
 - ② 公立学校共済組合の「平均標準報酬月額」（令和2年度の場合は410,000円ですが、令和3年度は現在のところ未定）
- オ 納入方法 …… ○ 共済組合の発行する「振込依頼書」により最寄りの東邦銀行本・支店で指定された期限までに払い込んでください。
○ 2年目の振込依頼書は、特に資格喪失申出書の提出がない限り、前納割引を適用させるため、令和4年3月に送付しますので振込依頼書に記載された期日までに払い込んでください。
なお、前納できない方は福利課にご相談ください。
○ 掛金は、確定申告時に社会保険料控除の対象となりますので振込金受取書を大切に保管してください。
- カ 被扶養者 …… 退職時に被扶養者と認定されており、引き続き被扶養者の要件に該当する方は、退職後も任意継続組合員の被扶養者として継続して認定されます。
新たに被扶養者の要件を満たす方が生じたとき、または就職等により要件を欠いたときは、その都度認定、または取消の手続きが必要になります。
なお、被扶養者は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の

被保険者となりますので、任意継続組合員証等を返納してください。

キ 記載事項変更 …… 本人または被扶養者の氏名や住所が変更となった場合は、「任意継続組合員証等記載事項変更申告書」を提出してください。

(2) 資格喪失〔任意継続組合員〕

次の要件に該当するとき任意継続組合員の資格を喪失します。福利課に申し出て資格喪失の手続きをとってください。(85ページ別紙様式第25号(共))

資格喪失後は任意継続組合員の組合員証は使用できませんので、速やかに福利課まで返納してください。

なお、資格喪失に伴い掛金の還付が生じる場合は、「任意継続掛金還付請求書」(88ページ)を提出してください。

資格喪失事由	資格喪失日
○任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき	2年を経過した日の翌日
○死亡したとき	死亡した日の翌日
○掛金を納入期限までに納入しなかったとき	納入期限の属する月の翌月の初日
○他の社会保険の被保険者になったとき(再就職)	その保険の資格を取得した日
○任意継続組合員でなくなることを希望したとき(国保に加入する、家族の被扶養者になる等)	その申出があった日の属する月の翌月の初日

[資格取得喪失等の提出書類]

	提出書類	提出先
○任意継続組合員に加入するとき	・任意継続組合員申出書	退職時の所属所
○任意継続組合員の資格を喪失したとき	・任意継続組合員資格喪失申出(届出)書 ・任意継続組合員証(被扶養者証) ・掛金還付請求書(前納掛金を納入済の期間内に脱退する場合) ただし、有効期限を経過した場合は、任意継続組合員証(被扶養者証)のみ	福利課 (短期給付担当)
○被扶養者の認定をするとき	・被扶養者認定申告書 ・申告書の裏に記載の添付書類	
○被扶養者の取消をするとき	・被扶養者取消申告書 ・被扶養者証 ・申告書の裏に記載の添付書類	
○被扶養者が75歳になったとき	・被扶養者証返納書 ・被扶養者証	
○住所等が変更になったとき	・任意継続組合員証等記載事項変更申告書	

(3) 任意継続組合員への短期給付の内容

現職の組合員及び被扶養者とほぼ同じ短期給付を受けることができます。

給付事由に該当すると思われるときは、連絡のうえ請求書等を取り寄せて福利課へ請求してください。

なお、自動給付されるものについては、請求の必要はありません。

また、退職すると互助会の会員資格は喪失します。互助会からの医療給付金等の給付はなくなりますので注意してください。

	給付内容	給付額	提出書類
① 医療給付 (療養の給付、一部負担金払戻金)	・本人及び被扶養者が病気になったとき、 負傷したとき	自己負担額から下記の額と100円未満の端数を差し引いた額 自己負担限度額 25,000円	自動給付 ※組合員証を使用しなかったとき ・医療費、一部負担金払戻請求書 ・領収書 等
② 出産費・ 家族出産費	・任意継続組合員中に本人または被扶養者が出産したとき	本人：420,000円 被扶養者：420,000円 附加金：50,000円	・出産費(同附加金)等請求書 ・領収書の写等
③ 埋葬料・ 家族埋葬料	・任意継続組合員中に本人または被扶養者が死亡したとき ・任意継続組合員資格喪失後3か月以内に本人が死亡したとき	本人：50,000円 被扶養者：50,000円 附加金：25,000円	・埋葬料(同附加金)等請求書 ・埋葬許可証の写等
④ 災害見舞金	・任意継続組合員中に非常災害で住居または家財に1/3以上の損害を受けたとき	法定給付・・・標準報酬の月額0.5～3か月 (その損害の程度による)	・災害見舞金請求書 ・罹災証明書 (または被災証明書) ・災害状況報告書 ・被害内訳書 ・間取図 ・写真 等
⑤ 弔慰金・ 家族弔慰金	・任意継続組合員中に本人または被扶養者が非常災害で死亡したとき	本人：標準報酬の月額の1か月分 被扶養者：標準報酬の月額の70/100	・弔慰金等請求書

3 その他の退職後の給付

退職した方が任意継続組合員にならなかったときや、任意継続組合員の資格を喪失したときでも、一定の要件を満たす場合は請求により次の給付金が支給されます。

これらの給付金は、退職（資格喪失）後から給付の対象となる事由が生じるまでの間に、再就職等により他の共済組合員または健康保険、船員保険の被保険者の資格を取得したときは給付されません。（傷病手当金については、給付期間中であっても他の被保険者の資格を取得した日以降の給付は行われません。）

	給付内容	給付額	提出書類
㉑ 出産費	・退職後6か月以内に本人が出産したとき (注)	420,000円	・出産費請求書 ・領収書の写等
㉒ 傷病手当金	1年以上組合員であった方が退職した際に受けていた、又は受けることができた傷病手当金で、退職しなかったとしたら受けられるとき	1日につき標準報酬の日額×2/3 支給期間・・・1年6か月 (結核3年) ※ 年金が受給できる場合は、給付の調整があります。 ※ 在職中の支給期間は、上記期間から差し引かれます。	・傷病手当金請求書
㉓ 埋葬料	・退職後3か月以内に死亡したとき (注)	50,000円	・埋葬料請求書 ・埋葬許可証の写等

(注) 任意継続組合員にあつては退職を「任意継続組合員の資格喪失」と読み替えます。

[MEMO]給付金の支払

給付金は特定口座「けやき」に振込みます。なお、特定口座「けやき」は資格喪失後1年間くらいは解約しないでください。

任意継続組合員 資格喪失申出(届出)書

任意継続組合員氏名 任意継続組合員証番号	※ 共 済 組 合 資 格 喪 失 日				退 職 年 月 日			
	年号	年	月	日	年号	年	月	日
	令和				令和			

下記事由により、任意継続組合員資格喪失の申し出（届出）をいたします。

1. 任意継続組合員でなくなることを希望するため

希望年月日： 令和 年 月 日

理 由：

2. 令和 年 月 日 他の組合員又は被保険者等になったため

資格喪失後の加入保険 名 称

記号番号

3. 令和 年 月 日 死亡のため

公立学校共済組合福島支部長 様

令和 年 月 日
〒 -

住 所

申出（届出）者 氏 名

続 柄 （ ）

電話番号 - -

- この申出（届出）書を提出する際は、任意継続組合員証（被扶養者証）を必ず添付してください。
- 資格喪失事由の2. に該当するときは、資格喪失後の加入保険の被保険者証等の写しを添付してください。
- 任意継続掛金の還付がある場合は、請求書を併せて提出してください。
- ※印欄は記入しないでください。

※確定	※確認	※入力

任意継続掛金還付請求書

任意継続組合員氏名 任意継続組合員証番号	還付請求者 (本人の場合記載不要)	続	柄	資格喪失事由
				1 任意継続組合員でなくなることを希望するため
				2 他の組合員又は被保険者となったため
				3 死亡のため
還付対象となる前納掛金	令和 年 月分から令和 年 月分まで			
還付請求金額	円			
資格喪失年月日	令和 年 月 日			
還付金受取金融機関（県外在住者及び組合員が死亡し遺族等が請求する場合のみ記入）				
金融機関名	銀行 支店	1. 普通 2. 当座	口座番号	
	※ 銀行・支店コード	(フリガナ)		
		口座名義人		
<p>任意継続組合員資格喪失に伴い、上記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">公立学校共済組合福島支部長 様</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒 -</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">還付請求者 氏 名 (印)</p> <p style="text-align: center;">電話番号 - -</p>				

1. この請求書を提出する際は、任意継続組合員資格喪失申出（届出）書と併せて提出してください。
2. ※印欄は記入しないでください。

※確定	※確認	※入力

任意継続組合員取消申立書

下記事由により、任意継続組合員加入申込を取り消すことを申し立てます。

- 再就職し、引き続き公立学校共済組合福島支部の組合員となるため
 - 再任用（フルタイム）
 - 臨時的任用職員（常勤講師等）
 - 任期付職員

- 再就職し、健康保険に加入するため
 - 再任用（週31時間勤務）
 - 会計年度任用職員（パートタイム）
 - その他

- 国民健康保険に加入するため

- 家族の被扶養者となるため

- その他

※該当箇所に☑すること。

なお、退職後の雇用形態は年金記録等にも関わるため、所属の事務担当者
に確認し、正確に記入すること。

公立学校共済組合福島支部長 様

令和 年 月 日

住 所： _____

氏 名： _____ (印)

電 話 番 号： _____

現職時職員番号： _____

最 終 所 属 所： _____

組 合 員 証 組 合 員 被 扶 養 者 証
 船 員 組 合 員 証 船 員 組 合 員 被 扶 養 者 証
 任 意 継 続 組 合 員 証 任 意 継 続 組 合 員 被 扶 養 者 証

記載事項変更申告書

所 属 所 名		組 合 員 氏 名		本人変更の有無	変更対象被扶養者の氏名等		申告書提出の理由	
所 属 コー ド		組 合 員 証 番 号			氏 名	続 柄	1. 氏名変更 ア. 結 婚 イ. そ の 他	
任意継続						2. 現住所変更		
9	9	9	9	9	有・無		3. 氏名・現住所以外の事項変更(訂正)	
						事由発生日	令和 年 月 日	
氏 名 変 更 の 場 合								
変更前	(フリガナ)							
変更後	(フリガナ)							
現 住 所 変 更 の 場 合								
郵便番号	変更後の 現住所	住所1	(フリガナ)				単身赴任の有無	
〒				都 道	郡	市 区	有 ・ 無	
—		住所2	(上記(市区町村)以降の住所をアパート・マンション等名まで記載すること)					
氏 名 ・ 現 住 所 以 外 の 事 項 変 更 の 場 合								
変更事項		変更前の内容			変更後の内容			
上記のとおり申告します。 公立学校共済組合福島支部長 様 令和 年 月 日 申告者 氏名 (印)								
この申告は事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 電話 (— —) 所属所長 職名 氏名 (印)								

1. 本人の氏名変更の場合は、変更後の氏名で申告してください。
2. 「本人変更の有無」の欄は、組合員本人の氏名、現住所等の変更の有無について、該当するものを○でかこんでください。
3. 郵便番号は、「〇〇〇-〇〇〇〇」形式で記載してください。
4. 現住所に変更がある場合は、変更後の現住所を、「都道府県、市区郡町村、大字、字、番地、アパート名、室番号等」まで詳細に記載してください。
5. 「単身赴任の有無」の欄は、組合員が現住所を変更する場合に、組合員の単身赴任の有無について、該当するものを○でかこんでください。
6. 変更・訂正する組合員証を添付してください。なお、現住所のみの変更の場合は、組合員証を添付する必要ありません。
7. 改姓した場合、改姓が確認できる戸籍抄本等を添付してください。
(結婚手当金の請求に添付した場合は、省略することができます。)
8. 改姓した場合は、特定口座「けやき」の名義変更手続きを忘れずに行ってください。
9. 配偶者の現住所変更の場合は、「国民年金被保険者住所変更届」を併せて提出してください。
10. ※印欄は記入しないでください。

※ 結婚手当金請求書に より改姓確認済	(印)	※証回収	※確定	※確認	※入力
------------------------	-----	------	-----	-----	-----

4 介護保険の保険料について

(1) 第1号被保険者（65歳以上）

- ア 国民年金、共済年金、厚生年金等同じ方法で年金から天引きし、各々の市町村長に納付になります。
 - ただし、一定額未満の年金受給者については、各市町村が直接徴収することになります。
- イ 保険料は所得により、また、市町村のサービス基準により異なります。

(2) 第2号被保険者（40歳～64歳まで）

- ア 医療保険の保険料として一括納付
 - 任意継続組合員 → 共済組合に納入
 - 国民健康保険 → 市町村に納入
 - 全国健康保険協会 → 年金事務所に納入
- イ 退職して医療保険が変わった場合
 - 保険料の納め方が異なりますのでそれぞれの医療保険に脱退、加入の手続きが必要です。
- ウ 被扶養者は保険料の納入義務はありません。
- エ 保険料
 - (ア) 国民健康保険
 - 保険料の算定ルール
 - 各市町村の国民健康保険税（料）の算定ルールにより、所得割、資産割、均等割、平等割で賦課 令和2年度の最高限度額は170,000円
 - <福島市の場合>
 - 国保税（介護分） $(A \times 2.5\%) + (7,800円 \times \text{被保険者数}) + 5,700円$
 - (注) A・・・課税対象所得金額
 - 被保険者ごとの前年中（1月～12月まで）の総所得からそれぞれ基礎控除33万円を引いた金額の合計金額
 - (イ) 被用者医療保険
 - 保険料の算定ルール
 - 各被用者医療保険の保険料の算定ルールにより、被保険者の標準報酬に定率で賦課

退職後医療保険制度 Q & A

1 どの医療保険に加入すればよいか

照 会 内 容	回 答
退職後はどの医療保険制度に加入すれば良いのでしょうか。	<p>医療保険制度の概要は本文79ページをご参照ください。1人ひとり条件が異なるので、一概にどれが良いとは言えませんから、まず、次によりご自分の状況を確認し、2番以降を参考にしてどの保険にするか選択してください。</p> <p>① 何に主眼を置くか（掛金・保険料が安いところ、医療費の自己負担が少ないところまたはその他の給付があるかどうか等）</p> <p>② 退職後の収入（年金の額、収入なし）</p> <p>③ 本人および被扶養者の健康状態（病気がちで病院の支払が多い、とても健康等）</p> <p>④ 配偶者の状況（どの健康保険に加入しているのか（するのか）保険料の額は等）</p> <p>⑤ 退職時（または現在）の標準報酬月額</p> <p>⑥ 共済組合の加入期間は何年間か</p>

2 家族の被扶養者となるには

照 会 内 容	回 答
家族（配偶者または子）の加入する健康保険の被扶養者になれるか、その要件を教えてください。	<p>被扶養者に認定される要件は次のとおりです。</p> <p>① 60歳以上の公的年金受給者は、年間収入が180万円未満であること。それ以外の方は年間収入が130万円未満であること。</p> <p>② その家族（配偶者または子）の収入により生計が維持されていること。</p> <p>※ 家族の被扶養者になれば掛金（保険料）はかかりません。</p>

3 公立学校共済組合の任意継続組合員の掛金等

照 会 内 容	回 答
1 共済組合の任意継続組合員に加入した場合の掛金の額を教えてください。	<p>任意継続組合員の掛金は、次の①～②のうち一番少ない額に $97.70 / 1,000$（令和2年度）を乗じた額です。（本文のP83のエを参照）</p> <p>① 退職時の標準報酬月額</p> <p>② 共済組合の平均標準報酬月額（令和2年度は410,000円）</p> <p>例1：①で標準報酬月額 360,000 円 $360,000 \text{ 円} \times 99.18 / 1,000 \times 12 \text{ 月} = 428,448 \text{ 円}$（年額）</p> <p>例2：②で平均標準報酬月額（令和2年度、410,000円）の場合 $410,000 \text{ 円} \times 99.18 / 1,000 \times 12 \text{ 月} = 487,956 \text{ 円}$（年額）</p>
2 私は退職後、任意継続組合員を望んでいます。妻は現在私の被扶養者となっていますが、間もなく60歳になります。妻はどのようにすれば良いでしょうか。	<p>退職時に被扶養者に認定されており、引き続き被扶養者の要件に該当する場合は、そのまま被扶養者として認定されます。</p> <p>この場合、被扶養者認定の手続きは必要ありません。自動的に継続します。（上記「2 家族の被扶養者となるには」を参照）</p>

4 国民健康保険の保険料

照会内容	回答
1 国民健康保険の保険料の額を教えてください。	国民健康保険の保険料は前年（1月～12月）の収入額で世帯毎に計算します。市町村により計算方法は違いますが、令和2年度の最高限度額（全国共通）は一世帯820,000円です。（40歳～65歳未満の方は介護保険料170,000円が加算されます。） ※ 現在居住の市町村に計算方法を確認し、保険料の試算をしてください。 ※ 国保の保険料は、退職の年は現役の時の所得により保険料が算定されるので最高限度額となることがありますが、翌年度からは安くなります。
2 私は世帯主で現在、義母の国民健康保険を納めているので、退職後は私も国民健康保険に加入したいと思っています。保険料はどのくらいの額になりますか。	国民健康保険の保険料は前年の収入額で世帯毎（組合員の収入＋義母の収入）により計算されますので、1年目は最高限度額に該当すると思われまます。 820,000円＋170,000円（介護分）＝990,000円 なお、市町村によって計算方法が異なるので、居住の市町村で確認してください。

5 任意継続組合員と国民健康保険との比較

照会内容	回答
1 すでに夫が退職して国民健康保険に加入していますが、私が任意継続組合員になった場合と国民健康保険に加入した場合の保険料（掛金）の額はどちらになりますか。	退職者（本人）が60歳とすると ① 任意継続の場合（ア＋イの額）【令和2年度の平均標準報酬月額で計算（以下同じ）】 ア 本人 410,000円×99.18 / 1,000×12月＝487,956円 イ 夫 国民健康保険の保険料〇〇円 ② 国民健康保険の場合（本人と夫との合計額） その世帯の最高限度額 820,000円＋170,000円（介護分）＝990,000円 ※ どちらが安いかは、夫の国民健康保険料の額によって決まります。ただし、「3 公立学校共済組合の任意継続組合員の掛金等」の1の①が平均標準報酬月額よりも低額の時は、掛金の額はアよりも安くなります。
2 夫婦とも教職員で同時に定年退職します。この場合、任意継続組合員になった場合と国民健康保険に加入した場合の保険料（掛金）の額はどちらになりますか。	① 任意継続の場合（夫と妻の合計額） 487,956円×2人＝975,912円（前記1ア参考）（平均標準報酬月額で計算） ② 国民健康保険の場合（夫と妻の合計額） その世帯の最高限度額 820,000円＋170,000円（介護分）＝990,000円 ※ ①<② 任意継続の方が安くなります。
3 夫は昨年退職し任意継続組合員で、私は定年退職します。私は任意継続組合員になった場合と国民健康保険に加入するのと保険料はどちらが安いですか。	① 任意継続の場合（夫と妻の合計額） 487,956円×2人＝975,912円（Q1ア参考） ② 国民健康保険の場合（夫と妻の合計額） 本人990,000円（国保の限度額）＋夫（任継）487,956円＝1,477,956円 ※ ①<② 任意継続に加入した方が安くなります。
4 夫婦とも教職員で同時に退職します。私は定年で、妻は定年前で、4月から無職無収入になります。保険料（掛金）が最も安い方法を教えてください。	本人が任意継続組合員に加入し、妻はその被扶養者になった場合が掛金が最も安くなります。 任意継続組合員の掛金は、487,956円です。（平均標準報酬月額で計算）

<p>5 任意継続組合員と国民健康保険の医療費について教えてください。</p>	<p>任意継続組合員も国民健康保険もどちらも、病院での窓口負担は総医療費の3割です。</p> <p>任意継続組合員の場合は、医療費の窓口負担が25,000円を超えた時に、一部負担金払戻金として給付されますので、最終的な自己負担額の上限は25,000円（100円未満の端数が加算）です。</p> <p>国民健康保険の自己負担額の上限は、 $80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$（本文P79、P80 参照）となります。</p>
---	--



V 退職者及び被扶養配偶者の国民年金に関する手続

公立学校共済組合の組合員の「被扶養配偶者」は、国民年金第3号被保険者として、当共済組合がその届出手続きの代行および保険料の負担をしています。

組合員が退職すると、その被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者の資格を喪失し、個人で国民年金被保険者の種別変更の手続きをする必要があります。

ただし、組合員の退職時において、被扶養配偶者が60歳以上の場合は、被保険者資格を喪失しているため、この手続きは必要ありません。

(国民年金被保険者の種別)

	該当する方	届出	保険料
第1号被保険者	・国内に住所を有する自営業者、農林漁業者等で、第2号、第3号のいずれにも該当しない20歳以上60歳未満の方	・居住する市町村へ、直接個人で手続きをする。	個人で負担 令和2年度 月額16,540円
第2号被保険者	・公務員、会社員等のように共済組合や厚生年金保険(船員も含む)に加入されている方	・手続きは不要	共済組合等が一括納入
第3号被保険者	・第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方	・公立学校共済組合の組合員の被扶養配偶者については、組合が代行する。	個人負担なし (保険者負担)

※ 60歳未満の任意継続組合員は、第1号被保険者になります。

(1) 組合員が退職後、再就職し、共済組合※や厚生年金に加入した場合 ※任意継続組合員は第1号被保険者となるため(2)の手続きが必要です。

	組合員 (65歳未満)	被扶養配偶者 (60歳未満)
年金区分	第2号被保険者→第2号被保険者	第3号被保険者→第3号被保険者
届出	手続きは不要	届出書を組合員の勤務先へ提出する
保険料	共済組合等が一括納入	個人負担なし(保険者負担)

(2) 国民年金に加入する場合（組合員が退職後、再就職しない場合
又は、再就職したが共済組合や厚生年金に加入しない場合）

	組合員 (60歳未満)	被扶養配偶者 (60歳未満)
年金区分	第2号被保険者→第1号被保険者	第3号被保険者→第1号被保険者
届出	居住市町村へ直接個人で手続きする ・資格喪失証明書（所属所長が発行） ・印鑑 （・年金手帳）	居住市町村へ直接個人で手続きする ・資格喪失証明書（所属所長が発行） ・印鑑 （・年金手帳）
保険料	個人で負担（令和2年度月額 16,540円）	個人で負担（令和2年度月額 16,540円）

(3) 配偶者の被扶養者になる場合（組合員が退職後、再就職しない場合）

	組合員 (60歳未満)
年金区分	第2号被保険者→第3号被保険者
届出	届出書を配偶者の勤務先へ提出する
保険料	個人負担なし（保険者負担）

[MEMO]60歳に達しても保険料納付済期間等をわずかに満たさない場合

被扶養配偶者が60歳に達しても、老齢基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間等をわずかに（1～5年）満たさない場合などは、70歳に達するまで第1号被保険者として任意加入することができます。支給に必要な資格期間は平成29年8月に25年から10年に短縮されました。

保険料納付済期間等を満たした被扶養配偶者が65歳に達すれば、老齢基礎年金が支給されます。なお、詳しいことは居住する市町村に問い合わせてください。

(4) 国民年金の保険料

第1号被保険者（自営業など）の保険料は、一律定額制となっており、令和2年度は月額 16,540円となっております。

なお、上記のほかに月額 400 円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金に加えて、次の式で計算した付加年金が支給されます。

$$200 \text{ 円} \times \text{付加保険料納付月数}$$

例えば、20年間支払った場合は、 $200 \text{ 円} \times 240 \text{ か月} = 48,000 \text{ 円}$ を毎年上乗せで受取れます。支払った総額（ $400 \text{ 円} \times 240 \text{ か月} = 96,000 \text{ 円}$ ）と比べると、2年で元が取れることとなります。

付加保険料を納めることができるのは、国民年金の第1号被保険者（自営業など）のみです。付加保険料を納めることを希望される場合は、年金事務所に申し出てください。

VI 退職後の福祉事業

1 宿泊施設の利用

退職者は、全国にある公立学校共済組合および相互利用共済組合等の宿泊施設を組合員料金で利用できます。

また、退職者の家族も公立学校共済組合の宿泊施設を組合員料金で利用できます。利用の際は、退職時にお送りする「宿泊施設特別利用者証」を当該宿泊所・保養所のフロントに提示してください。

宿泊施設特別利用者証



【相互利用共済組合等一覧】（一部異なる料金設定の場合があります。）

地方職員共済組合 各市町村職員共済組合 警察共済組合 東京都職員共済組合 指定都市職員共済組合	全国市町村職員共済組合連合会 都市職員共済組合 文部科学省共済組合 日本私立学校振興・共済事業団 国家公務員共済組合連合会 防衛省共済組合
---	--

[MEMO] 公立学校共済組合の宿泊施設

公立学校共済組合の宿泊所・保養所は、あづま荘を含め全国に37施設（令和2年10月現在）あります。

利用する場合は、直接施設へ連絡し公立学校の退職者であることを告げて予約し、当日フロントに「宿泊施設特別利用者証」または「任意継続組合員証」を提示してください。

2 共済組合の任意継続組合員への助成等

(1) 指定宿泊施設の利用助成

任意継続組合員の方は公立学校共済組合福島支部が指定した施設を宿泊利用する場合、1回の旅行につき2泊を限度として、下記のとおり助成が受けられます。

利用券の交付を希望する場合は、「指定宿泊施設利用券交付申請用（任継用）」（97ページ）により、直接支部事務局（県教育庁福利課内）に請求してください。なお、利用券は1泊につき1枚必要です。

あづま荘の利用に際しては、利用券は不要です。施設のフロントに備え付けの「利用助成申請書」に必要事項を記入し、支配人の承認を受けてください。

ただし、「宿泊施設特別利用者証」による利用助成との併用はできません。

【対象施設】

※ 助成金額は、令和2年度の適用額です。

宿泊施設名	助成対象者	助成金額
あづま荘	組合員・被扶養者	1泊2食 3,000円 (ただし、小学生以下の子供は、500円)
	配偶者・子・父母・祖父母 (父母・祖父母・配偶者の方も含みます。)	1泊1食まで2,000円 (ただし、小学生以下の子供は、1,000円)
杉妻会館	組合員（本人）	1,500円

(2) JR運賃等割引きっぷ（バカンスクーポン）

任意継続組合員とその被扶養者は、下記の条件により、JR運賃等割引きっぷ（「バカンスクーポン」）を購入できます。

購入する場合は、「バカンスクーポン購入申込書」（旅行会社備え付け）を支部事務局へ提出して公立学校共済組合福島支部長の証明印を受けた後、4旅行会社のいずれかの支店・営業所へ申込書を提出してください。

項目	内容	備考
割引率	JR運賃・・・2割引 (特急券・急行券・座席指定券等は割引なし)	
購入条件	① 公立学校共済組合の直営宿泊施設・相互利用共済組合等の宿泊施設・4旅行社の協定旅館に宿泊すること。 ② 大人（中学生以上）2名以上または大人と子供併せて2名以上が同一行程をとること。 ③ JR線を片道201Km以上乗車船すること。	旅行中は申込書の写しを携帯すること
除外期間 (乗車日基準)	① 4/27～5/6 ② 8/11～8/20 ③ 12/28～1/6	
4旅行会社	ジェイティビー・近畿日本ツーリスト・日本旅行・トップツアー	

指定宿泊施設利用券交付申請書(任継用)

令和 年 月 日

公立学校共済組合福島支部長 様

(〒)

住 所

申請者

氏 名

印

任意継続組合員証番号 _____

TEL () -

下記のとおり、指定宿泊施設利用券の交付を申請します。

記

1 申請枚数 _____ 枚

2 利用予定年月日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日(泊)

3 利用予定施設名

交付利用券の番号	No.	No.	残枚数		
	~		枚		
決 裁 欄	上記のとおり決定してよろしいか伺います。				
	決裁権者	課 員	起 案 者	起案年月日	決裁年月日

3 その他の手続

(1) 貸付金未償還元利金の取扱い

退職時に貸付金の未償還元利金があるときは、貸付規定により退職手当から控除して返還することになります。福利課で控除の手続きをとりますので、借受人の手続きは不要です。

なお、未償還元利金が退職手当支給額を上回り、全額控除できない場合は、不足分について納入通知書を送付(3月下旬に所属に通知)しますので、退職手当支給日までに金融機関で納入してください。

(2) 団体信用生命保険の取扱い

住宅貸付け及び教育貸付けの借入の際に団体信用生命保険(だんしん)制度に加入されている方が退職手当から未償還元利金を一括返済し償還が完了した場合、完了した時点でその後の保障(保険)の適用はなくなります。これにより、加入時に設定された保障(保険)期間のうち未経過分の保険料については、7月頃に保険料充当金として月割りで計算され、本部から「保険料充当金返戻のご通知」が送付されると共に別途保険料充当金が振替口座に送金されることとなります。

ただし、保険料の引き落としの時期が4月～5月になっている方は、退職手当から貸付金の未償還元利金を一括返済した後に保険料の引き落としが行われ、精算手続きはその概ね2か月後に行われることとなりますので、振替口座を決して閉鎖(解約)しないよう注意してください。

なお、この手続きは共済組合が行いますので、ご本人(借受人)が手続きをする必要ありません。

(3) 福祉保険制度の取扱い

「福祉保険制度」に加入されている場合、定年退職後も保障を継続することができます。3月末定年退職と同時に脱退を希望する方は、12月頃にご自宅宛に送付されます通知文をご覧のうえ、別途脱退の手続きを行ってください。

また、3月末で脱退された方への退職年の配当金はありません。(積立)配当金等がある場合は、定年退職した年の翌年2月上旬(3月末で脱退した場合は、同年5月上旬)までに指定口座に送金されますので、指定口座は解約しないでください。なお、指定口座への送金については、共済組合が手続きを行いますので、ご本人の手続きは必要ありません。

<(積立)配当金とは>

- ① 毎年、保険期間(11月から翌年10月まで)の収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として送金される(積立てられる)ものをいいます。
- ② 配当金の送金(積立)は、毎年の収支計算時(10月末日)における加入者に対して行われます。

(4) アイリスプランの取扱い

年金コースについては、12月末頃（予定）にご本人のご自宅宛に送付されます「退職手続のご案内」をご覧のうえ、1月末（予定）までに所定の手続きを行ってください。

なお、医療・日常事故コース及び介護保障コースについては、退職後も継続できますので改めて手続きをする必要はありません。ただし、住所、電話、振替口座を変更したい場合は、「ハンドブック」に綴じ込みの「変更訂正届（ハガキ）」（※）に記入・郵送し届け出てください。また、医療・日常事故コースを次年度更新しない場合には、毎年10月中旬にご自宅に送付されます「満期のお知らせ」内「契約の変更届」に記入し返信封筒で郵送してください。介護保障コースの解約については随時可能ですので「変更訂正届（ハガキ）」（※）にご記入のうえ郵送して申請書を取り寄せてください。

※医療・日常事故コースについては毎年3月中旬にご自宅宛に送付する封書内の「ハンドブック」に綴じ込みハガキの「変更訂正届」があります。介護保障コースについては毎年10月頃ご自宅宛に送付する「ご契約内容のお知らせ」に同封されています。

ご不明な点については下記にお問い合わせ願います。

「年金コース」「医療・日常事故コース」

一般財団法人 教職員生涯福祉財団サービスセンター
電話 0120-491-294（無料）
受付は午前10時～午後5時（土日祝日を除く）

「介護保障コース」

株式会社 一ツ橋サービス
電話 0120-878-626（無料）
受付は午前10時～午後5時（土日祝日を除く）

(5) 健康診断の取扱い

任意継続組合員または任意継続組合員の被扶養者で40歳から74歳までの方を対象に生活習慣病予防のため、メタボリックシンドロームに着眼した「特定健康診査」を実施するとともに、その結果に基づき、一部の方を対象とした生活習慣の改善を目的とする「特定保健指導」を実施します。

なお、がん検診やその他の検診は、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。

ア 特定健康診査

7月上旬ごろに「特定健康診査受診券」（以下「受診券」という。）をご自宅にお送りしますので、同封されている健診機関一覧にある健診機関等を選び予約をして必ず受診するようにしてください。

市町村が実施する集団健診で受診される場合は、受診の際、受診券を市町村の担当者にご呈示ください。

なお、受診券を利用しないで健診を受けられた場合は、受診券とともに健診結果の写を公立学校共済組合福島支部（教育庁福利課）福祉担当に提出（郵送）してください。

また、任意継続組合員の資格を喪失した方や被扶養者として取消された方は、受診券の使用はできませんのでご注意ください。

特定健康診査の検査項目は次のとおりです。

(ア) 基本項目

既往症の有無：服薬歴および喫煙歴を含む問診

自覚症状及び他覚症状の有無：理学的検査（身体診察）

身長、体重および腹囲の検査、BMIの測定、血圧測定、肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））、血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールまたはNon-HDLコレステロール）、血糖検査（空腹時血糖またはHbA1c、やむを得ない場合には随時血糖）、尿検査（尿糖、尿タンパクの検査）

(イ) 詳細な健診項目

一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施します。

心電図検査、眼底検査、貧血検査（赤血球数、血色素量（ヘモグロビン値）、ヘマトクリット値）血清クレアチニン検査

イ 特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣の改善が必要と判定された方には、「特定保健指導利用券」（以下「利用券」という。）をご自宅にお送りしますので、利用可能な健診機関等に予約のうえ積極的に利用してください。

利用券を用いることにより、専門スタッフ（医師、保健師、管理栄養士等）から生活習慣を改善するためのアドバイス（特定保健指導）を受けることができます。

利用を開始された方は、目標達成の如何にかかわらず、必ず最後まで特定保健指導を受けるようにしてください。

なお、特定保健指導の利用期間内に任意継続組合員の資格を喪失した場合や被扶養者として取消された場合は、特定保健指導利用料は共済組合で負担できませんので、必ず公立学校共済組合福島支部（教育庁福利課）福祉担当にその旨連絡をしてください。

引き続き特定保健指導の継続を希望される方は、新たに加入する医療保険者に御相談ください。



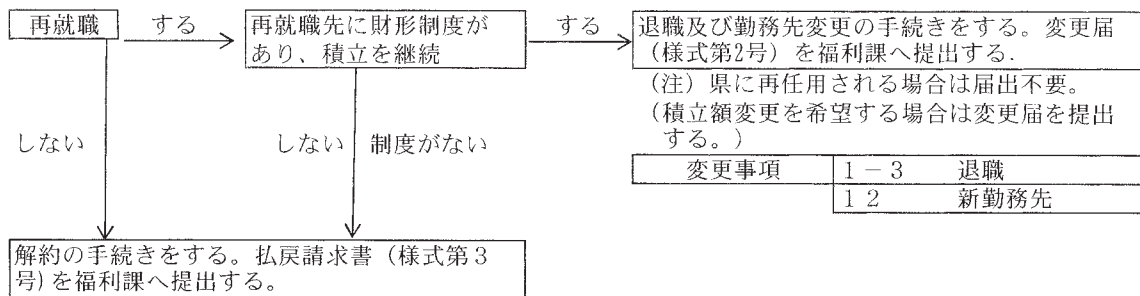
VII 退職に伴う財形貯蓄の取扱いについて

財形貯蓄に加入している方が退職する場合、契約（財形の種類）ごとに次のいずれかの手続きが必要です。必要な手続きを確認のうえ、期限日までに必要書類を提出してください。

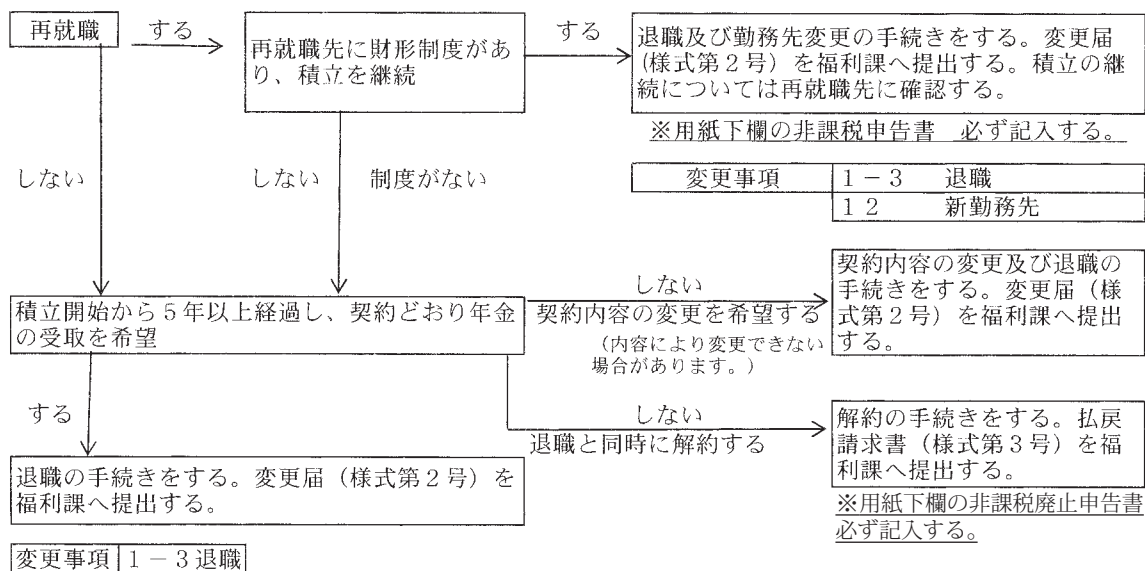
提出期限 令和3年 3月5日(金) (予定)

なお、年金財形に係る契約内容の変更については、手続きに日数を要することから、令和3年2月19日(金) 必着とします。(予定)

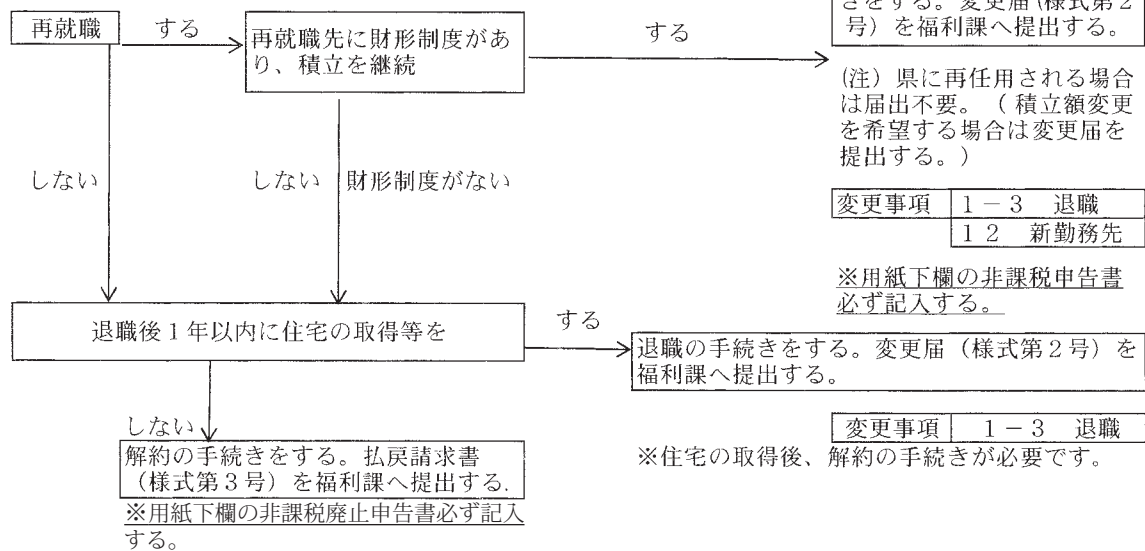
一般財形



年金財形



住宅財形



記載例1

退職後に民間企業等へ再就職される方(再就職後の給料が民間企業等からの支給)の手続き

様式第2号 福島県・福島県教育委員会共通用紙
取扱金融機関 御中

財産形成貯蓄
財産形成年金貯蓄 変更届(所属控)
財産形成住宅貯蓄 5-1

届出日 令和 02年 02月 27日

勤務先 所在地 福島市杉妻町2番16号 フリガナ コオリヤマシハヤマ
名称 福島県 住所 (変更前) 〒963-8876
福島県教育委員会 (市・郡・区より記入下さい) 郡山市麓山一丁目1番地1号
新所属名 ○○学校 フリガナ フリガナ
新所属コード 00000 勤務先電話 024(395)0000
職員番号 787654 氏名 (変更前) 福島花子 自宅電話 024(521)7039
生年月日 昭和 02年 01月 01日

貯蓄の区分 1 財産形成貯蓄(一般貯蓄) 2 財産形成年金貯蓄(年金貯蓄) 3 財産形成住宅貯蓄(住宅貯蓄) ←契約の種類に丸をつける
貯蓄の種類 ① 期日指定定期預金 2 金銭信託 4 公社債投資信託 5 積立保険
取扱金融機関 ① 東邦銀行 8 みずほ信託銀行 11 野村証券 15 日本生命
② 東北労働金庫 9 三井住友信託銀行 12 SMBC日興証券 16 第一生命
③ 福島銀行 10 三菱UFJ信託銀行 14 大和証券 17 明治安田生命
④ 大東銀行
⑤ 信用金庫 ① 福島 ② 会津 ③ 郡山 ⑤ 白河 ⑥ 須賀川 ⑦ ひまわり ⑧ あぶくま ⑨ 二本松
⑥ 信用組合 ① 福島県商工 ② いわき ⑤ 相双五城 ⑥ 会津商工
⑦ 農業協同組合 ① ふくしま未来 ② 夢みなみ ③ 会津よつば ④ 福島さくら ⑤ 東西しらかわ

下記のとおり変更します。 中断・再開は、通常月の場合、県庁福利厚生室または教育庁福利課で受理した翌月から該当となります。毎年10月の募集時期は12月から変更になります。

変更事項(該当番号を○で囲む) 変更内容
① 中断・再開・退職 1 中断 2 再開 ③ 退職 令和 02年 04月 から
2 積立期限日 平成 (満) 歳 まで
3 積立額 給料 毎月 10万 円 積立額の変更は毎年10月の募集時期に限られ12月期末手当から変更します。
期末勤働手当 6月 10万 円
12月 10万 円
4 非課税最高限度額 0 円
5 年金受取開始日 平成 (満) 歳 から
6 年金受取期間 受取開始日から 年間
7 金融機関 銀行(金庫・組合・社)
8 年金受取指定口座 銀行(金庫・組合・社) 支店
普通預金番号 (本人名義)
12 新勤務先 派遣先の所在地を記入
派遣先名称を記入
電話番号 024(935)△△△△

13 届出印 (該当をチェックする) 新旧印
□ 旧印あり
□ 旧印喪失
変更後
財産形成非課税住宅貯蓄 [限度額変更・異動・勤務] 申告書(勤務先控)
財産形成非課税年金貯蓄 [先異動・事務代行先変更] 申告書(勤務先控)
税務署長殿 令和 年 月 日
氏名 福島花子 個人番号 123456789112
住所 郡山市麓山一丁目

個人番号の記入
1. ご本人の個人番号を記入してください。
2. 個人番号が変更になる場合は、変更前後を記入してください。
3. 限度額変更の場合には、個人番号の記入は不要です。
変更届のご注意点
1. 非課税貯蓄申告書
年金貯蓄及び住宅貯蓄の方が、非課税最高限度額・金融機関・氏名・住所・勤務先の変更の場合は非課税貯蓄申告書にも記入してください。
年金財形及び住宅財形の場合は、この欄も記入すること。

次のとおり申告します。
変更事項 変更前 変更後 異動の生じた日(年月日)
最高限度額 ※すでに他の店舗等で非課税扱いの申告をしている最高限度額
氏名・店舗
住所
個人番号
勤務先 所在地 福島市杉妻町2番16号 派遣先の所在地を記入 31・4・1
名称 福島県 派遣先名称を記入 31・4・1
所在地 福島県福島市杉妻町2番16号 派遣先の所在地を記入 31・4・1
賃金の支払者 名称 福島県 派遣先名称を記入 31・4・1
個人番号又は法人番号 70000020000700009
事務代行先 所在地
名称
法人番号
受入機関の営業所等 所在地
名称
法人番号
令和 年 月 日
※欄に記載した事項は、事実と相違ありません。
勤務先の長の印

本票は下記の順序で提出願います。
職員 → 所属 → 本票は所属控となりますので所属で保管願います。
(2016.9)

記載例2

財形を解約される方の手続き

福島県・福島県教育委員会共通用紙		財産形成貯蓄 財産形成年金貯蓄 財産形成住宅貯蓄		払戻請求書 (所属控)		請求日 令和 02 年 02 月 27 日	
様式第3号 取扱金融機関		御中		フリガナ フクシマシスキ ツマチョウ (〒960-8670) 自宅電話 024(521)0001		お届印 福利	
勤務先	所在地 福島市杉妻町2番16号	フリガナ	フリガナ		氏名 福利太郎		勤務先電話 024(521)0000
名称	福島県 福島県教育委員会	住所	住所 福島市杉妻町2番16号		生年月日 昭和 01 年 01 月 01 日		2枚目も書印ください
所属名		フリガナ	フリガナ				
所属コード							
職員番号	000001						

貯蓄の区分 (該当番号を○で囲む)	1 財産形成貯蓄(一般貯蓄)	2 財産形成年金貯蓄(年金貯蓄)	3 財産形成住宅貯蓄(住宅貯蓄)	←契約の種類に丸をつける		
貯蓄の種類 (該当番号を○で囲む)	① 期日指定定期預金	2 金銭信託	4 公社債投資信託	5 積立保険		
取扱金融機関 (該当番号を○で囲む)	① 東邦銀行	8 みずほ信託銀行	11 野村証券	15 日本生命		
	2 東北労働金庫	9 三井住友信託銀行	12 SMC日興証券	16 第一生命		
	3 福島銀行	10 三菱UFJ信託銀行	14 大和証券	17 明治安田生命		
	4 大東銀行					
	5 信用金庫 (該当番号を○で囲む)	1 福島 2 会津 3 郡山 5 白河 6 須賀川 7 ひまわり 8 あぶくま 9 二本松				
	6 信用組合 (該当番号を○で囲む)	1 福島県商工 2 いわき 5 相双五城 6 会津商工				
	7 農業協同組合 (該当番号を○で囲む)	1 ふくしま未来 2 夢みなみ 3 会津よつば 4 福島さくら 5 東西しらかわ				

下記のとおり払戻しの請求をしますので払戻金額を貴行(組合・金庫・社)所定の方法により計算のうえ、私の指定する私名義の預金口座に振込んでください。

払戻財形 口座(契約)番号	0123456789	(注) 1. 財形口座(契約)番号が不明の場合は記入不要です。
請求内容 (該当番号を○で囲む)	① 解約 (注*) 上記の口座を解約します。 退職者の方のみご記入ください。 財形の積立は 月まで希望します。	(注) 1. 年金貯蓄・住宅貯蓄の場合は下記の非課税廃止申告書を記入ください。 2. 所属長経由の上、県庁福利厚生室または教育庁福利課へ提出してください。 3. 退職者の積立希望欄に記入がない場合は、翌月10日までに解約します。
	2 全部、又は一部払出し (注*) 上記の口座から 千 円を払出します。 請求金額(概算金額) 000	(注) 1. 「全部又は一部払出し」は該当取扱金融機関に相談の上ご記入ください。 2. 「全部払出し」の場合、請求金額は記入不要、「全部」を○で囲んでください。 3. 「一部払出し」による請求金額は、1万円以上、千円の整数倍(日本生命は千円以上)で記入ください。なお、この場合払出概算金額となります。 4. 年金貯蓄は一部払出しできません。 5. 生命保険の場合、残高が千円以上ないと解約になる場合があります。 6. 年金貯蓄と住宅貯蓄の要件外払出しは解約となります。 7. 所属長経由の上、直接該当取扱金融機関へ提出してください。
振込指定口座	〇〇 銀行 (金庫組合社) ×× 支店 普通預金番号 (本人名義) 0123456	(日付は記入しないでください。)

(注*) 生命保険の場合、該当記号を○で囲んでください。
A. 通常(B・C以外)の請求
B. 一般貯蓄の満期請求
C. 住宅貯蓄の生存給付金の請求

(注) 書類の提出先
書類は必ず所属長へ提出してください。

年金財形及び住宅財形の場合は、この欄も記入すること。

本票は下記の順序で提出願います。

職員 → 所属
本票は所属控となりますので所属で保管願います。

(2016.9)

財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書 (勤務先控)		令和 年 月 日
財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書 税務署長殿		
フリガナ	フリガナ	
氏名	福利太郎 (福利)	
住所	福島市杉妻町2番16号	
下記の財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けることをやめたいので、この旨申告します 財産形成年金貯蓄につき租税特別措置法第4条の3第1項		
種別	① 預貯金 2. 合同運用信託 3. 有価証券 4. 生命保険の保険料	
最高限度額	5000000	
受入機関の営業所等	所在地 □□市△△1-1	法人番号
	名称 〇〇銀行	
勤務先	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号	
	名称 福島県	
賃金の支払者	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号	個人番号又は法人番号
	名称 福島県	70000020070009
事務代行先	所在地	法人番号
	名称	

記載例3

再任用、または知事部局へ異動となる方の手続き

様式第2号 福島県・福島県教育委員会共通用紙

財産形成貯蓄
財産形成年金貯蓄 変更届(所属控)
財産形成住宅貯蓄 5-1

届出日 令和 02 02 27

勤務先	所在地 福島市杉妻町2番16号	フリガナ シラカフショウウマチ	お届印 相馬
名称 福島県	住所 (〒961-0871)	住所 白河市昭和町269番地	2枚目も押印ください
新所属名 〇〇学校	(市・郡・区より記入下さい)	フリガナ ソウマ カスオ	
新所属コード 00000	職員番号 987654	氏名 (変更前) 相馬 一男	勤務先電話 0248 (28) 0000
			自宅電話 024 (521) 7039
			生年月日 昭和 03 01 01

貯蓄の区分 (該当番号を○で囲む)	1 財産形成貯蓄 (一般貯蓄)	2 財産形成年金貯蓄 (年金貯蓄)	3 財産形成住宅貯蓄 (住宅貯蓄)	←契約の種類に丸をつける
貯蓄の種類 (該当番号を○で囲む)	1 期日指定定期預金	2 金 銭 信 託	4 公社債投資信託	5 積立保険
取扱金融機関 (該当番号を○で囲む)	1 東 邦 銀 行	8 みずほ信託銀行	11 野 村 證 券	15 日 本 生 命
	2 東 北 労 働 金 庫	9 三井住友信託銀行	12 S M B C 日 興 証 券	16 第 一 生 命
	3 福 島 銀 行	10 三菱UFJ信託銀行	14 大 和 証 券	17 明 治 安 田 生 命
	4 大 東 銀 行			
	5 信用金庫 (該当番号を○で囲む)	1 福島 2 会津 3 郡山 5 白河 6 須賀川 7 ひまわり 8 あぶくま 9 二本松		
	6 信用組合 (該当番号を○で囲む)	1 福島県商工 2 いわき 5 相双五城 6 会津商工		
	7 農業協同組合 (該当番号を○で囲む)	1 ふくしま未来 2 夢みなみ 3 会津よつば 4 福島さくら 5 東西しらかわ		

下記のとおり変更します。 中断・再開は、通常月の場合、県庁福利厚生室または教育庁福利課で受理した翌月から変更となります。毎年10月の募集時期の場合は、12月の期末勤怠手当分から変更となります。

変更事項 (該当番号を○で囲む)	変更内容	変更事項 (該当番号を○で囲む)	変更内容
1 中断・再開・退職 (該当番号を○で囲む)	1 中断 2 再開 3 退職 令和 02 04 月 から	9 年金受取方式 (該当番号を○で囲む)	1 定額方式 2 通増方式 3 元本均等方式
2 積立期限日	平成 満 (歳) まで	10 フリガナ	
3 積立額	給料 毎月 5 0 0 0 円	11 新住所 (市・郡・区より記入下さい)	
	期末勤労手当 6 月 0 0 0 0 円	電話番号 ()	
4 非課税	派遣中に積立額を変更した場合のみ、変更可能です。	12 新勤務先	福島市杉妻町2-16 福島県または福島県教育委員会 電話番号 024 (521) XXXX
5 年金受	(歳) から		
6 年金受			
7 金融機関	銀行(金庫・組合・社)		
8 年金受取指定口座	銀行(金庫・組合・社) 支店 普通預金番号 (本人名義)		
13 届出印 (該当をチェックする)	新お届印 <input type="checkbox"/> 旧印あり <input type="checkbox"/> 旧印喪失		

2枚目・3枚目にも押印ください。

- 個人番号の記入
2. 本人の個人番号を記入してください。
 - 個人番号が変更になる場合は、変更前後を記入してください。
 - 限度額変更の場合には、個人番号の記入は不要です。
- 年金財形及び住宅財形の場合は、この欄も記入すること。
- 下記の変更の場合には、該当取扱金融機関と事前に相談の上ご記入ください。
 - A. 一般貯蓄 積立期限日、受取開始日、受取期間
 - B. 年金貯蓄 積立期限日、受取開始日
 - C. 住宅貯蓄 積立期限日
 - 複数貯蓄の変更
複数貯蓄の変更の場合は、貯蓄ごとに変更届を提出してください。

本票は下記の順序で提出願います。

職員 → 所属

本票は所属控となりますので所属で保管願います。

財産形成非課税住宅貯蓄 限度額変更・異動・勤務先変更
財産形成非課税年金貯蓄 先異動・事務代行先変更

申告書 令和 年 月 日

税務署長殿 ソウマ カスオ 相馬 一男

フリガナ 相馬 カスオ

氏名 相馬 一男

住所 白河市昭和町269番地

個人番号 098765432109

次のとおり申告します。

変更事項	変更前	変更後	異動の生じた日 (年月日)
最高限度額	※すでに他の店舗等で非課税扱いの申告をしている最高限度額		
氏名・店舗			
住 所			
個人番号			
勤務先	所在地 派遣先の所在地を記入 福島市杉妻町2-16	福島市杉妻町2-16	31・4・1
名称	派遣先名称を記入 福島県または福島県教育委員会	福島県または福島県教育委員会	31・4・1
資金の支払者	所在地 福島県または福島県教育委員会	福島市杉妻町2-17	31・4・1
名称	派遣先名称を記入 福島県または福島県教育委員会	福島県または福島県教育委員会	31・4・1
個人番号又は法人番号	7-0-0-0-0-0-0-0-0-0-9	7-0-0-0-0-0-0-0-0-0-9	31・4・1
事務代行先	所在地 名称 法人番号		
受入機関の営業所等	所在地 名称 法人番号		

令和 年 月 日

※欄に記載した事項は、事実と相違ありません。

勤務先の長の印

(2016.9)

財形貯蓄取扱金融機関一覧

(令和2年7月31日現在)

名 称	郵便番号/住 所	電話番号	担 当
株 式 会 社 東 邦 銀 行	〒 960-8626 福島市飯坂町平野字桜田3-4	(024) 541-2426	業務支援部
東 北 労 働 金 庫	〒 980-0023 宮城県仙台市青葉区北目町1-15 Ace21ビル	(022) 227-1207	業務部集中事務課 財形担当
株 式 会 社 福 島 銀 行	〒 960-8625 福島市万世町2番5号	(024) 525-2534	個人営業部
株 式 会 社 大 東 銀 行	〒 963-8004 郡山市中町19番1号	(024) 925-8295	営業企画部
福 島 信 用 金 庫	〒 960-8660 福島市万世町1番5号	(024) 523-1857	事務部
会 津 信 用 金 庫	〒 965-0035 会津若松市馬場町2番16号	(0242) 22-7556	営業推進部 業務推進課
郡 山 信 用 金 庫	〒 963-8005 郡山市清水台2丁目13番26号	(024) 932-2228	経営企画推進部 顧客支援課
ひ ま わ り 信 用 金 庫	〒 970-8026 いわき市平字二丁目10番地	(0246) 23-8500	事務部 事務管理グループ
白 河 信 用 金 庫	〒 961-8601 白河市新白河1丁目152番地	(0248) 23-4515	業務統括部
須 賀 川 信 用 金 庫	〒 962-0054 須賀川市牛袋町121番地の1	(0248) 75-3319	総合企画部 営業推進課
あ ぶ く ま 信 用 金 庫	〒 975-0003 南相馬市原町区栄町2丁目4番地	(0244) 23-5132	事務部
二 本 松 信 用 金 庫	〒 964-0807 二本松市金色久保227番地9	(0243) 23-3752	営業推進部業務課
福 島 県 商 工 信 用 組 合	〒 963-8877 郡山市堂前町7番7号	(024) 991-1000	財形担当
い わ き 信 用 組 合	〒 971-8162 いわき市小名浜花畑町2番地の5	(0246) 92-4111	業務推進部
相 双 五 城 信 用 組 合	〒 976-0042 相馬市中村字大町69番地	(0244) 36-5561	業務部業務課
会 津 商 工 信 用 組 合	〒 965-0037 会津若松市中央1丁目1番30号	(0242) 22-6565	総務部総務・経理課
農 業 協 同 組 合 (取りまとめ先 農林中央金庫福島支店)	〒 960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1番地1 送付先:農林中央金庫福島支店	(024) 552-5638	コーポレートサービス班 (系統決済)
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 仙 台 支 店	〒 980-0811 仙台市青葉区一番町3丁目1番1号	(022) 225-7686	財形担当
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 仙 台 あ お ば 支 店	〒 980-8790 宮城県仙台市青葉区中央2丁目1番7号	(022) 262-5511	財形担当
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 問 い 合 わ せ : 財 形 事 務 セ ン タ ー	〒 170-8610 東京都豊島区西池袋 1-7-7 東京西池袋ビル	(0120) 31-1288	財形担当
野 村 證 券 株 式 会 社 問 い 合 わ せ : 野 村 ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス (株) 財 形 事 務 セ ン タ ー	〒 103-8790 東京都日本橋郵便局私書箱第185号	(0120) 148-604	フリー
SMBC日興証券株式会社制度商品業務部	〒 135-8532 東京都江東区木場1-5-55	(0120) 250-221	財形担当
大 和 証 券 株 式 会 社 問 い 合 わ せ : 大 和 証 券 ビ ジ ネ ス セ ン タ ー	〒 135-0016 東京都江東区東陽2-3-2	(0120) 474-047	制度事務部 財形事務グループ
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	〒 541-8501 大阪市中央区今橋3丁目5番12号	(0120) 981-818	財形管理課
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	〒 135-8120 東京都江東区豊洲3-2-3 私書箱504号	(0120) 998-665	財形課
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	〒 135-0016 東京都江東区東陽2-2-11	(03) 5690-6887	集団財形サービス グループ(財形)